

資料 1

発言テーマ:市民と市議会、そして子どもたちと共に、浜田市子ども条例をつくろう！

～子どものあたり前が守られる、子どもにやさしいまちを目指して～

発言者(団体):しまね子育て子育てネットワークつながるネ！ ット所属 浜田市内で活動をする以下
8つの子ども・子育て支援団体によるものです。

NPO法人浜田おやこ劇場・浜田のまちの縁側・はまだCAP・おしゃべりなめだまやき・
おはなしタンポポ・浜田フットサルクラブ・Codomoto+・うみと

つながるネ！トは、子ども達に健やかに育ってほしいと願って活動している島根県内のNPO法人や
子育てサークル・子育て支援団体等の情報交換と協働のネットワークとして 2004 年に発足。2019 年現
在、参画団体は 31 団体。浜田の団体では、これまで子どもの育ちを地域ぐるみで支えるために、子ども理
解につながる映画上映会や、子どもの権利条約に関する学習会、子どもの遊びの重要性を発信する事業「お
外で遊ぼう」などを開催してきました。最近では子育て支援センターの建て替えに向けて、2018 年に議会
の皆さまとの意見交換の機会を持たせていただきました。

発言骨子:子どもの権利条約を基礎とする、包括的な浜田市子ども条例をつくろう！

1. 子どもの権利条約とは:(1989 年国連で採択 94 年日本は批准 27 年目となる。)

基本原則:①生命、生存及び発達に対する権利 ②子どもの最善の利益 ③子どもの意見の尊重
④差別の禁止 子ども:0 歳～18 歳未満のすべての人

4つの権利:生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利

子どもの成長発達にかかせない権利 31 条:

児童憲章と比較すると、子どもは守られる存在だけでなく、今を生きる権利の主体としてすべての
人に保障される権利を重視し、子どもの意見表明権を基本原則に位置づけています。

2. 日本の、浜田の子どもの権利は守られているか?子どもの尊厳と権利を奪われる子どもたち。

子どもの条例を制定している自治体はわずか 50。国連に条例普及について勧告を受けています。
子どもの貧困や児童虐待、コロナ禍で増えている子どもや若い世代の自殺など子どもが本来守られ
るべきあたりまえの権利が奪われ続けており、子どもの自己肯定感は諸外国に比べて低い現状があり
ます。

当市の平成 31 年度就学前保護者調査によれば、子どもをしつけとしてたたいたりすることにつ
いて、「時には必要と思う」と6割が回答しています。子どもはあらゆる暴力から守られる権利をも
っています。当市は放課後児童クラブを夜 7 時までの延長を目指していますが、子どもの意見を聴
いているでしょうか。子どもの意見表明権はここにも保障されるべきでしょう。

3. 浜田市になぜ子ども条例が必要か

子どもの権利保障は、しあわせな子ども時代をすごせるまちづくりにつながります。そしてしあ
わせな子ども時代をすごした子どもたちは、結果として浜田市が目指す市民像「ふるさとを愛する大
人」に成長します。

子ども時代から子どもの意見を尊重してもらったり、参画の機会を多く経験した子どもは、自己肯
定感、有用感、主体性を育み、地域社会をよくするために貢献する意志をもった市民へと成長します。

権利の主体である子どもたち自身に、意見表明権の存在を確実に届けるために、浜田市として子どもの権利条約の普及を謳う子ども条例を制定することが必要です。

主体性と自己決定のかたまりである遊びは、子どもの成長発達に欠かせない多くの要素をもっています。ことに外あそびの重要性は、自立神経や脳の発達。生きている実感に直結しており、心身健康な市民を増やします。また文化や芸術的生活への参加は想像力や共感力を育みます。31条「休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」の保障は、成長発達を続ける子ども期に欠かせない権利であり、子どもに関わるすべての大人、施設はその保障に努めなければなりません。

子どもの貧困、子どもの虐待等、子どもの権利が奪われる地域は近い将来、社会保障費等、大きな社会的損失を被ることは、多くの調査が示しています。子ども時代の先行投資、ことに10歳までの投資は、収益性が高く、子ども支援は再分配でなく、事前投資が重要であるといわれています。当市においても、子どもの貧困は見えにくいかもしれませんが、すべての子どもが健やかに成長発達するために、子どもの権利保障への全庁あげての取り組み、そして市民との協働をすすめる道しるべとなる子ども条例が必要です。

4. 「子どもにやさしいまち浜田」を目指して

子ども条例は行政における主管的な部署だけが順守するべきものではなく、全庁横断的に取り組むべきものです。ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち」=CFC:Child Friendly Citiesとは、子どもの最善の利益を図るべく子どもの権利条約の内容を具現化するまち(市町村など)のことです。市民とそして子どもと共に取り組む「子どもにやさしいまち」は浜田市に住むすべての市民にとってのシビックプライドにつながります。すなわち単なる郷土愛にとどまらず、自分たちのまちに誇りをもち、まちがよりよくなるために自らが主体的に関わろうとする市民性をもった人づくりにつながります。

ユニセフ「子どもにやさしいまち」は、子どもたちに以下のことを保障します。

まちの決定に影響を与えることができる／子どもたちが望む”まち”の在り方に関して意見を言うことができる／家族に、コミュニティ、社会生活に関わる／教育や保健などの基礎的サービスの供与に預かる／安全な水や衛生施設を使うことができる／搾取、暴力、虐待から守られる／まちを安全に歩くことができる／友達と会い、遊ぶことができる／植物や動物のための緑地がある／汚染されていない環境で暮らす／文化的社会的行事に参加する／種族的出身、宗教的理由、あるいは収入の多い少ない、性別、そして障害のあるなしに関わらず、その町の平等な一員として如何なるサービスも受けることができる。

5. 浜田市の子どもの条例をつくるために

1)「子どもにやさしいまち」をつくるための9つの基本構造は子ども条例策定の基礎となります。

①子どもの参画:子どもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促すこと。

②子どもにやさしい法的枠組み:子どもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障すること。

③都市全体に子どもの権利を保障する施策:子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施すること。

④子どもの権利部門または調整機構:子どもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること。

⑤子どもへの影響評価:子どもに関わる法律や施策、そして事業について実施前、実施中そして実施後に

子どもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること。

- ⑥子どもに関する予算:子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること。
- ⑦子どもの報告書の定期的発行:子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障されること。
- ⑧子どもの権利の広報:大人や子どもの間に子どもの権利について気づくことを保障すること。
- ⑨子どものための独自の活動:子どものオンブズマン、子どものコミッショナーなど、子どもの権利を促進するために活動している NGO や独立した人権団体の支援をすること

2)子ども条例を制定している先進事例から学ぶことが必要です。

自治体における子ども条例には具体的にどのような中身が書かれているのか。その条例制定、管理の主管はどこで、他部局とどのように連携して全庁あげて、市民と協働しながらすすめているか、また条例をつくる過程でどのように子ども自身に関わってもらっているか、そして子ども条例制定後の評価検証の方法や成果はどうかなど、当市で子ども条例をつくるにあたっては、情報収集、学習が必要です。

自治体における子ども条例はまだまだ事例が少ないですが、浜田市が子育てしやすいまちを発信するには、子育てしやすいまちとは、子どもの権利が保障される、子どもにやさしいまち、子どもが今を幸せに生き、未来への希望をもち、健やかに育つまちであるという理念が必要です。

参考自治体事例

① 平成 27 年策定の奈良市の「子どもにやさしいまちづくり条例」 添付資料参照

奈良市は、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」を目指し、条例がつくられました。策定のプロセスに子どもの参画が保障されており、概要版の前文にもそのことが書かれています。他の自治体にもよい点がたくさんありますが、奈良市では、ことに子ども自身へのアプローチがしっかりしている点で参考になります。

②平成 30 年策定の西東京市の子ども条例

子ども条例を子どもたちにわかりやすく説明するための副読本を市内の小中学生に配布しています。

リーフレット(小学校低学年、中高学年用、中高生用:添付資料参照)も HP よりダウンロードできます。

また子ども条例をもとに以下、西東京市における保育の質のガイドラインもつくられています。

<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kosodate/hoikuen/hoikukayori/guideline.html>

③日本ユニセフでは、子どもにやさしいまちづくり事業(=Child Friendly Cities Initiative)の推進に向けて、「子どもにやさしいまち」—CFCの検証方法についてモデル自治体での検証を経て、2021年より国内の自治体での運用を目指しています。

モデル自治体の検証報告は日本ユニセフの以下のサイトから見ることができます。

<https://www.unicef.or.jp/event/report/20210216/>

④現在国でも子ども庁創設にむけて、子ども基本法の制定にむけたアクションが子どもNPO等、市民団体からも起きています。広げよう子どもの権利条約キャンペーンの実行委員会のサイトから見るできます。<https://crc-campaignjapan.org/>

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の構成



第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

第3章 大人等の役割

- 第5条 共通の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 保護者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

子どもにやさしいまちづくりの実現

役割の遂行

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明及び参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

第5章 施策の推進

- 第19条 計画及び検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報及び啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
(概要版)

発行/奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 TEL:0742-34-4792
E-mail:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



奈良市

子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

概要版

～前文～

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。



奈良市子育て応援キャラクター
ももいろいくじーか

奈良市



奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の概要



奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していけるようにとの願いを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念の通り、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができると同時に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけでなく、他者の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとするを表しています。

大人たちの役割

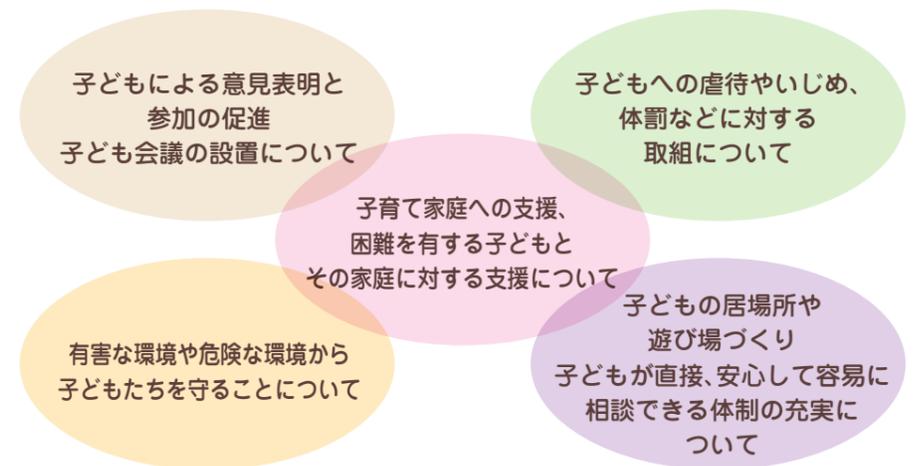
ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。



市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。



ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。



子ども条例

を紹介します！

次のページから、
子ども条例に書かれている
内容をさらに詳しく
紹介していくよ！



「いこいな」
©シンエイ／西東京市

西東京市では、今と未来を生きるすべての子どもが心もからだも健やかに育つ環境を整えていくために、その考えを西東京市のみんなで共有し、仕組みをつくり、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」をつくりました。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。もちろん、あなたもそうです。

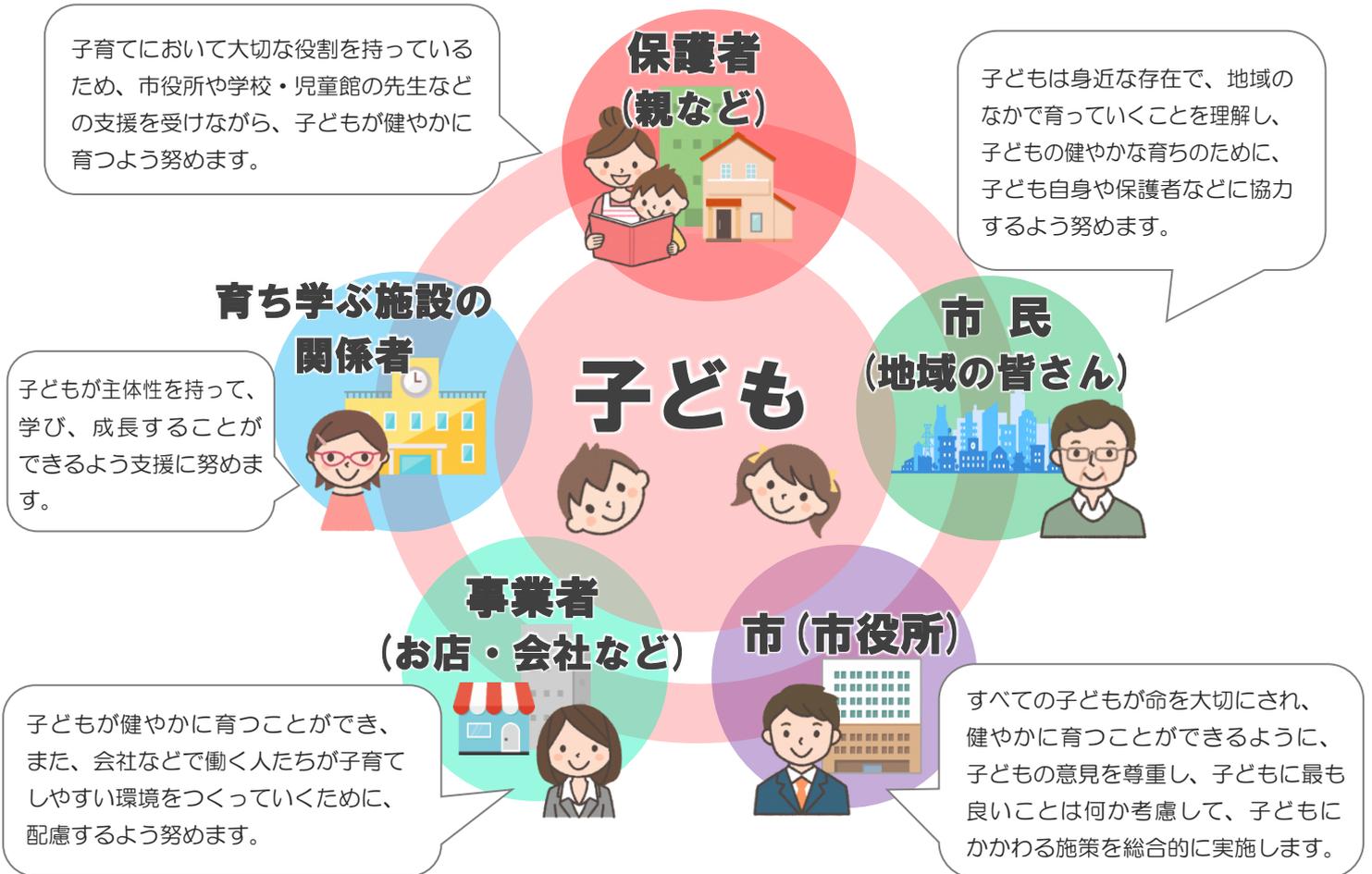
子ども条例には、子どもの育ちを支える人たちの役割や、その人たちを支えること、子どものために特に進めていきたい取組、子どもの悩み事・困り事を相談できる仕組みをつくることなどが示されています。

子どもにやさしいまち
西東京市

子どもの育ちを支える人たちの役割

子どもの育ちを支えるために、市（市役所）・保護者（親など）・市民（地域の皆さん）・育ち学ぶ施設の関係者（学校や児童館の先生など）・事業者（お店や会社など）はそれぞれ努めるべき役割を持っています。それぞれの役割が果たせるようにみんなで連携・協力していきます。

また、保護者・育ち学ぶ施設の関係者・市民が、家庭、育ち学ぶ施設・地域でそれぞれの役割が果たせるように、お互いに支援したり、支援を受けたりすることができます。（子ども条例 第1章、第2章）



● 子どもとは？

市内に住んでいたり、市内で働いていたり、市内に通学など活動している18歳未満の全ての人をいいます。ただし、高等学校などに在籍している18歳・19歳の人も「子ども」に含みます。

● 育ち学ぶ施設とは？

育ち学ぶ施設とは、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館・児童センター、学童クラブなどのことです。



子どもにやさしいまち西東京市を目指して

子ども条例では、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしいまち西東京市をつくっていくことを示しています。そのために市では、主に7つの取組を進めていきます。（子ども条例 第3章）

- ＊ 虐待を防ぎます。
- ＊ いじめなどの子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- ＊ 子どもの貧困を防ぎます。
- ＊ 心とからだの健康と安全な環境をつくります。
- ＊ 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- ＊ 社会の一員である子どもの考えや意見を大切にします。
- ＊ 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。



子どもの相談を受けて救済する仕組み

いじめ、虐待など子どもの権利侵害について、相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しました。

子どもの権利擁護委員（CPT）は、いじめなどの権利侵害から子どもを守るみんなの味方です。子どもの気持ちを一番に考えて、子どもに寄り添いながら相談を受け、調整したり要請したりすることを通じ、問題の解決に向けて活動します。子どもの考え、思い、意見を大切にしながら、一番良い解決ができるように支援します。（子ども条例 第4章）

どこで起きたことでも！

学校でも、家でも、遊び場などでも

どんなことでも！

- ☆ 友達のこと
- ☆ 学校のこと
- ☆ 勉強のこと
- ☆ 家族のこと



秘密は守るよ！



何についてでも！

- ☆ つらいこと、苦しいこと、こまったこと
- ☆ いじめられていること
- ☆ 大切にしてもらえないこと
- ☆ どうしたらいいかわからないこと



子どものことなら、なんでも！

自分はもちろん、友達や近所の子のことでも

ほっとルームへ相談してください

あなたの話をじっくり聞きます。あなたの気持ちを一番大切にします。

一緒に考えます



一緒に調べます



意見を伝えることもできます



一緒に考えたことを、関係する人に話を聞いて調べます。あなたの気持ちを代わりに伝えることができます。こうなればもっとよくなるなど、意見を言うことができます。

一人じゃないって分かったし、もう大丈夫！



子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談電話：0120-9109-77 メール相談は⇒

受付時間：平日は 午後2時～午後8時、

土曜日は 午前10時～午後4時（日曜、祝日、年末年始はお休み）



子どもの権利条約 と 子ども条例

子ども条例は、世界の約束事である子どもの権利条約やその条約を理念とした児童福祉法などを踏まえてつくられています。

子どもの権利条約は、1989年に国際連合で決められ、子どもの権利の基本が定められています。日本では1994年に批准し、条約を守り、実現することを約束しています。2019年2月現在で196か国が条約を締約しています。

子どもの権利とは、子どもが生まれたときから当たり前に持っているもので、一人ひとりの子どもが人間として生きていくための要求や意思のことです。例えば、おなかがすいたらご飯を食べる、お母さんやお父さんに叩かれないで安心して暮らせる、必要な教育を何の心配もなく受けることができる、自由に意見が言えるなどです。

もちろん、あなたの権利が大切にされるように、周りのみんなの権利も大切にされます。



<参考 Web サイト>

➤ 外務省 「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

子ども施策の推進と検証

子ども条例の取組が進められるように推進計画をつくることを条例に定めています。

また、計画がどのように進んでいるか確認し、子ども条例に書かれていることがより良く進められることを定めています。（子ども条例 第5章）

おわりに

子ども条例には、西東京市で暮らすすべての子どもが、心もからだも健やかに育つことができるように、子どもの意見を大切にすること、子どもをめぐる課題に取り組んでいくことなどにより、子どもにやさしいまちにしていこうという思いが込められています。

「子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。」「子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。」これらは、子ども条例の前文の一部です。前文には、子ども条例の考え方や、みなさんへのメッセージが書かれています。ぜひ一度、子ども条例を読んでみてください。



「子ども条例」の全文は
こちらから読むことができます。
※市ホームページです。



または Web で

西東京市 子ども条例 を 検索



令和2年3月改訂

西東京市 子育て支援部 子育て支援課

〒202-0005 西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ルピナス 2階

電話：042-439-6645（子ども相談係）

西東京市ホームページ：<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

